

訪問看護料金表(介護保険)

〈令和 4 年 11 月 1 日現在〉

● 費用 * 地域区分別 1単位の単価(6級地)10.42円

(1)基本単価(介護報酬)

【訪問看護費】

所要時間	看護師・ 保健師 単位数	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
20分未満	313	¥ 3,261	¥ 327	¥ 653	¥ 979
30分未満	470	¥ 4,897	¥ 490	¥ 980	¥ 1,470
30分～1時間未満	821	¥ 8,554	¥ 856	¥ 1,711	¥ 2,567
1時間～1時間30分未満	1125	¥ 11,722	¥ 1,173	¥ 2,345	¥ 3,517

【介護予防訪問看護費】

所要時間	看護師・ 保健師 単位数	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
20分未満	302	¥ 3,146	¥ 315	¥ 630	¥ 944
30分未満	450	¥ 4,689	¥ 469	¥ 938	¥ 1,407
30分～1時間未満	792	¥ 8,252	¥ 826	¥ 1,651	¥ 2,476
1時間～1時間30分未満	1087	¥ 11,326	¥ 1,133	¥ 2,266	¥ 3,398

注) 准看護師が訪問看護を行った場合

注) 同一建物減算に該当する場合(同一敷地内50人未満又は同一建物20人以上)

注) 同一建物減算に該当する場合(同一敷地内50人以上)

* 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合

* 深夜(22:00～6:00)の場合

上記単位数の10%減

上記単位数の10%減

上記単位数の15%減

上記単位数の25%増

上記単位数の50%増

(2)加算減算(介護報酬)

加算の種類	単位数	費用額 (10割)	要件					
複数名訪問加算(Ⅰ) 予防複数名訪問加算(Ⅰ) /1回につき	254	¥ 2,646	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合					
			1割	¥ 265	2割	¥ 530	3割	¥ 794
	402	¥ 4,188	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合					
			1割	¥ 419	2割	¥ 838	3割	¥1,257
複数名訪問加算(Ⅱ) 予防複数名訪問加算(Ⅱ) /1回につき	201	¥ 2,094	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合					
			1割	¥ 210	2割	¥ 419	3割	¥ 629
	317	¥ 3,303	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合					
			1割	¥ 331	2割	¥ 661	3割	¥ 991
長時間訪問看護加算 長時間予防訪問看護加算 /1回につき	300	¥ 3,126	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合					
			1割	¥ 313	2割	¥ 626	3割	¥ 938
緊急時訪問看護加算 予防緊急時訪問看護加算 /1月につき	574	¥ 5,981	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合					
			1割	¥ 599	2割	¥ 1,197	3割	¥1,795
特別管理加算(Ⅰ) 予防特別管理加算(Ⅰ) /1月につき	500	¥ 5,210	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合					
			1割	¥ 521	2割	¥ 1,042	3割	¥1,563
特別管理加算(Ⅱ) 予防特別管理加算(Ⅱ) /1月につき	250	¥ 2,605	1割	¥ 261	2割	¥ 521	3割	¥ 782
ターミナルケア加算 /死亡月につき	2,000	¥ 20,840	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合					
			1割	¥ 2,084	2割	¥ 4,168	3割	¥6,252
初回加算 予防訪問看護初回加算 /1月につき	300	¥ 3,126	新規利用時、または過去2ヶ月間に利用がない場合、訪問看護計画書を作成した場合					
			1割	¥ 313	2割	¥ 626	3割	¥ 938
退院時共同指導加算 予防退院時共同指導加算 /1回につき	600	¥ 6,252	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合					
			1割	¥ 626	2割	¥ 1,251	3割	¥1,876
看護・介護職員連携強化加算 /1月につき	250	¥ 2,605	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員等と同行し業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合					
			1割	¥ 261	2割	¥ 521	3割	¥ 782

- ①介護保険に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)
- ②医療保険に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)
- ③運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- ④運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

(3)その他の費用

- ①交通費・・・ 介護保険による介護サービスの場合は不要です。
※通常実施地域以外を超えた地点から1キロメートルにつき100円のご負担となります。
- ②衛生材料費・・・患者様の介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。
※当ステーションで準備する場合、実費負担となります。
- ③死後の処置料・・・6,000円
- ④交通費、衛生材料費など利用者負担金は、(1)の①もしくは②とともに、翌月の10日すぎに請求書をお送りしますので、現金もしくは口座振り込みでお支払いください。
- ⑤上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。
介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。
利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。
- ⑥その他の費用・・・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。